

「李承晩ライン」の悲劇

松木 國俊 69歳

朝鮮近現代史研究所 所長

はじめに

日本と韓国の国交は一九六五年に締結された「日韓基本条約」によって正常化した。そのことは教科書にも記述されており、ほとんどの日本国民が知っている。しかしそこに至るまでに日本人がなめた塗炭の苦しみについて、今やどれだけの人が覚えているだろうか。

戦後長い間、日本海そして東シナ海は国際法の通らぬ「無法の海」であった。そこでは韓国の軍艦や警備艇によって、合法的に操業していた日本の漁船が次々に拿捕され、韓国に連行された。韓国艦船は漁船に無差別射撃や体当たり攻撃を加え、何の罪もない多くの日本漁民が海上で殺害されている。さらに捕まった漁民は釜山の収容所で長期間言語に絶する虐待を受け、発狂者や餓死者すら出た。

だが、日本側には韓国官憲の不法な所業から漁民を保護する有効な手段がなかった。戦後の日本が一切の武力行使を放棄したことが、とりかえしのつかぬ惨禍を自国民にもたらしたのだ。

国際関係は「力」が支配していることを、日本人はこの時思い知らされた。しかし時が経ち世代が代わるにつれて、過去の出来事は人々の記憶の彼方へと消えてゆく。二度と同じ悲劇を繰り返さないためには、被害を受けた史実を決して風化させることなく、これを教訓として現実的な安全保障体制を築いてゆかねばならない。

そのような思いから、日本の近現代史上最大の国難の一つであった「李承晩ラインの悲劇」について現代を生きる人々に広く知らしめ、そして後世の人々に伝えるために、ここに筆を執らせて頂いた次第である。

第一章 「李承晩ライン」設定の経緯と抑留の実態

占領政策「マッカーサーライン」の設定

一九四五年九月二十七日、米国太平洋艦隊司令長官はそれまで漁業が全面禁止されていた日本漁民に日本列島の周囲の一定の区域において操業を許可した。この時海上に引かれたラインを「マッカーサーライン」と一般的に称している。

その時日本海・東シナ海側に引かれた線は、後の「李承晩ライン」に近く、竹島も除外されていた。しかしこれはあくまでも占領事務を遂行するための一時的処置であり、日本の領土・領海を規定したのではなく、これに違反して操業した日本漁船は全て連合軍総司令部の責任で取り締まることとなっていた。

ところが一九四七年になると、韓国海軍が日本漁船を「マッカーサーライン」を侵犯したという理由で勝手に拿捕するようになった。彼らは非武装の日本人漁船員に対して無慈悲に銃撃を加えており、一九四九年一月二十三日に第十二万栄丸の乗組員一人が射殺されたのはじめ、同ラインが失効するまでに計四人が射殺された。

韓国艦艇には日本漁船の取り締まりを行う権限はなく、銃撃は不法であり、射殺は完全な殺人行為である。しかしアメリカは東西冷戦の中で反共の第一線に立つ韓国に甘く、ほとんど黙認状態であり、占領下において外交権のなかった当時の日本は、韓国に直接抗議すらできず泣き寝入りする以外になかったのだ。

国際法違反の「李承晩ライン」設定

一九五一年九月八日、日本はサンフランシスコ講和条約に調印。翌一九五二年四月二八日に条約発効の運びとなった。同条約では韓国との

関係において日本が放棄する領土は「済州島、巨文島、鬱陵島」とされ、竹島は含まれていない。

ラスク米國務次官補は竹島について、一九五一年八月十日付で「これまで韓国の一部として扱われたことは一度もなく、一九〇五年より日本国島根県隠岐島庁の管轄下にある」と韓国に伝えており、同条約が発効し日本が独立すれば、もはや韓国は竹島に手が届かなくなる。

さらに占領下のみで有効だったマッカーサーラインも失効し、日本漁船を公海上で取り締まる口実が失われる。そこで韓国側は先手を打った。

同条約発効三カ月前、そして日韓会谈開始一カ月前の一九五二年一月十八日、李承晩大統領は突如「海洋主権」を宣言し、公海上にいわゆる「李承晩ライン」（以下「李ライン」）を引いて竹島を取り込むと共に、漁業資源の独占を画策したのだ。

この「海洋主権」は、アメリカ大統領トルーマンが一九四五年に海洋資源保護のために打ち出した「トルーマン宣言」を基にしている。しかしこれはあくまで関係国間の協定によって保護区域を設けようというものであり、一国が勝手に禁漁区を設けて他国の漁船を取り締まることを認めるものではない。

「李ライン」は当時のどのような国際法をもつてしても正当化できるものではなく、当然日本政府はこれを拒否した。朝鮮海峡付近は西日本の漁民が長年開拓した漁場であり、ここで操業出来るかどうかは、漁民の死活にかかわる問題である。しかし韓国側はあくまで「李ライン」設定を強行し、武力を用いて日本漁船の取り締まりを開始したのだ。

「李ライン」設定から八カ月後の一九五二年九月二十七日、朝鮮戦争を戦っていた国連軍は北朝鮮スパイの浸透を防ぐなどの軍事上の理由から朝鮮半島の周りに「防衛水域」を設け、この水域での日本漁船の活動を禁止した。

これは作戦上の都合で策定されたものであり、米軍司令部の正式見解は「いかなる船舶も疑わしい事情または極端に反抗的な場合でなければとらわれることはない。韓国大統領が一方的に宣言した（いわゆる）「李ライン」とも全く関係がない」というものであった。マーフィー駐日米

国大使も「防衛水域内に入った漁船を捕獲したり襲撃することは命令違反である」と語っている。

ところがこの水域の警備を任せられた韓国海軍は、防衛水域内はおろか、はるかに外側にある「李ライン」付近まで出張って、「スパイ行為を働いた」という理由で日本漁船を襲撃し拿捕した。明らかな違法行為であり日本政府は抗議したが、韓国側は国連軍の作戦行動の一環であると言いつ張り、米軍も友軍である韓国軍の横暴を見て見ぬふりをしていたのが実情である。

丸腰の日本巡視船

この「防衛水域」は十一ヶ月後の一九五三年八月二十七日、朝鮮戦争休戦協定調印に伴い廃止された。これで日本漁船を取り締まる絶好の口実を失った韓国は、「李ライン」を再び表に出し、同日即座に「平和ライン」（韓国では「李ライン」を「平和ライン」と称している）を實力で警備する」と宣言した。

さらに同年九月三日には韓国海軍が「平和ライン」侵犯船は発砲・撃沈する」と警告を発し、九月以降わずか一カ月間に四十一隻の漁船が拿捕された。同年十月末時点で釜山に強制連行され抑留された漁民は約五百人に上る。

同年九月二十七日には水産庁の監視船である第二京丸まで拿捕されている。公海上で他国の公船を拿捕することは、公船が所属する国家の主権を侵害する行為であり、場合によっては戦争に繋がる重大事件であるが、日本は手も足も出せないと韓国側は見切っていたに違いない。

事実、日本政府は韓国との間に武力紛争が起きることを極端に警戒して、朝鮮海峡水域を巡視するときは巡視船から機関砲を取り外して出動させていた。この処置はかえって韓国側に「日本艦艇は何をされてもどうもできない」と思わせ、彼らは一層自由気ままに暴行を働くようになり、「李ライン」の外で操業している日本漁船を、銃撃で「李ライン」内に追い込んだ上で拿捕するケースすら頻発している。

一九五三年十二月二十三日には、日本漁船取り締まりを主目的とする

韓国海洋警察が設立され、武装した警備艇が容赦なく日本漁船に襲い掛かった。武器のない日本巡視船は韓国警備艇と漁船との間に割って入り、身を挺して漁船員を守る以外に、一九五四年二月十日には巡視船「さど」が韓国警備艇に銃撃されて済州島に連行され、釈放を求めた巡視船「くさなぎ」も銃撃された。

その後も巡視船への発砲は続き、一九六一年九月二日には巡視船「ひらど」が猛烈な銃撃を受け穴だらけの状態で帰ってきた。「ひらど」の無残な姿をテレビニュースで見ても、「なぜやられっぱなしなのだ！」と子供心に強い怒りを感じたことを筆者は今でも覚えている。

このような状況下で漁業界では巡視船の武装による日本漁船保護を要望し、それがかなわぬなら自ら猟銃をもって相手の暴挙に備えるしかないとの悲壮な議論まで行われた。

昼も夜も銃撃と拿捕の危険にさらされている彼らにとっては無理もない気持ちであろう。

以上、李ラインをめぐる経緯と韓国側の姿勢について述べた。次項では日本漁民の拿捕と抑留の現場の実態について明らかにする。

拿捕と抑留の実態を記録した『韓国抑留生活実態報告書』

韓国による日本漁民虐待については、李ライン問題に取り組んだ日韓漁業協議会が一九六八年に発行した『日韓漁業対策運動史（以下『運動史』）に詳細が記載されている。

この『運動史』の中に、韓国で抑留生活を送った漁船乗組員によって組織された「韓国抑留船員協議会」が一九五八年にまとめた『韓国抑留生活実態報告書』（以下『実態報告書』）というレポートが引用されており、韓国艦船による拿捕のやりかた、連行後の尋問の方法、獄中生活の実態がくわしく記述されている。

それでは『実態報告書』にある第十六共進丸の乗組員の証言をもとに、現場の様子を確認してみよう。

第十六共進丸は一九五四年十二月十九日、済州島南五十カイリの李ライン外で拿捕された。乗組員によれば、韓国警備艇は進路前面に回って

銃撃乱射しながら船に近づき、「早く船を横付けしろ」「ぐずぐずしていると船を打ち沈めるぞ」「逃げると撃つぞ」と大声で警備員が叫んだ。船に乗り移ると操舵手の横にカービン銃を持った警備員たちが「ゆうこ」とをきかんと打ち殺す」といって船を釜山に向かわせた。彼らの日本漁船発見時の号令は「戦闘準備」であり接近すると「射撃はじめ」と号令をかけたという。

警備艇内での取り調べが始まると、警備艇長は「平和ラインを越えて操業していたことを認めろ」と迫った。そのような事実はないと否定しても「俺の一言でお前はどんな重い罪にも落ちるし、軽くもなる」と脅かし、「黙っておれの言う通り平和ライン内で操業したと書くのだ」と確認書に嘘を書くよう強要した。

第十六共進丸の船長は、押し問答の末、結局事実を述べても無駄だとあきらめ「出るどころにできれば、これは貴官に強要されたものであることを強調しますよ」と告げて、艇長の求める通り「李ライン内で操業中に拿捕された」という内容の確認書を書いた。

漁獲量について三七五〇箱という数字を書くことすると警備艇長は「満載」とだけ書くように指示し、黒板に書いてあった数字も消させた。彼らが鮮魚を横領するのに具体的数字が残っていれば不都合だからである。

『実態報告書』によれば、韓国警備艇が操業を終えた日本漁船を狙って捕まえ、警備員たちが漁獲物を横領して釜山で売り払い、代金を自分たちの懐に入れるのは日常茶飯事であった。

第十六共進丸はそのまま釜山港へ連行され、その途中で警備員らは乗組員たちの私有物を奪った。さらに釜山港に着くと、直ちに海洋警察の刑事や係官が大勢やってきて、船体・漁具・漁獲物・装備品の一切と、めぼしい物品を押収した。

その後乗組員たちは釜山市内の海洋警察本部に連れて行かれ、過酷な取り調べを受けた。

取調官は「出港祝いの酒盛り中や、出港直前にデッキに皆が集まって、平和ラインを侵犯して操業する共同謀議を行っただろう」「地下牢にぶ

ちこんで、真裸にして氷水を腹の中に押し込んでやるのか」などと言つて虚偽の供述を強制した。さらに「あのようになければ真実が言えないのか」と日新丸・大邦丸の船員を棒切れで殴りつけて拷問しているところを指さして脅迫した。

こうして無理やり「自白」させて作り上げた調書はすべて朝鮮語でかかれており、内容がわからずに質問すると殴りつけられたという。

第十六共進丸をめぐる裁判は二カ月に亘り、乗組員側は当然無罪を主張した。しかしながら五回目の公判において下された判決は次のような「有罪判決」であった。

「平和ライン侵犯について犯意があったと認め、漁業資源保護法違反により、船舶、漁具一切、その他の附属物を没収し、漁労長一年、船長・機関長十カ月、通信士・甲板長八カ月、船員六カ月の懲役刑を宣告する」

日本漁民に対する裁判は、まともな弁護士もつかない一方的な人権無視の裁判であったことが『運動史』にも記されている。たとえそれが強制的に書かされたものであっても、自白調書がある以上必ず有罪となった。そしてここから乗組員の筆舌に尽くしがたい苦難が始まるのだ。

抑留生活の実態

『実態報告書』の中で抑留経験者は、収容所の劣悪な環境について次のように証言している。

「部屋は雑居房と独房があり、雑居房は約二間四方より少し小さく、雑居房には二十人前後、独房には六人収容で、手足だけでなく体も重ね合つて寝なければならず、窮屈をきわめた」「洗濯は当初全くできず、食器を洗った後の汚水で下着類を、看守の目を盗んで房内でおこなった」

看守の態度も相当に横暴であり、経験者はこのように語っている。

「外部との接触を厳重に禁止されている我々は、彼ら（看守）にとつて絶好のカモであった。公務員を通して物ひとつ購入するにも手数料を取られ、せつかく家族より送られてきた差し入れ品や慰問品も安く買ひ取られた」（カッコは筆者）

看守たちの仕打ちもさることながら、食事情に至っては最悪であつ

た。『実態報告書』にある証言を引用しよう。

「主食は大豆と麦とを主とし、米はあるかなさの程度で、しかも一食一碗の分量の上に副食も粗末な塩汁か梅干し一個くらいしか与えられないため、ほとんど全員が栄養失調に陥っており、さらに最近では悪性感冒が流行し相当罹患者を出したが、医者にも見せてくれず正に生死の境をさまよっている」

「名目だけの粗末な料理に加えて調理の不潔さは言語に絶し、カビの生えた麦、腐敗した魚などは再々で、豚汁といつても肉はほとんど入っておらず、人間の食事ではなかった。主食も三分の一は看守たちが横取りした。主食も足りず副食の栄養価も低いため、私物を売却して売店から材料を購入して自炊していた。その売店もやがて閉鎖され、ほとんどが栄養失調状態となった」

「栄養失調で人間の姿をした餓鬼の状態に陥って歩行も大儀な有様」との記述もあり、実際に一九五六年十二月には品川国松氏が栄養失調で死亡している。

外からの視察団や新聞記者が視察に来る時は、表面を取り繕ってごまかし、食事の場面を見せることもなかった。看守たちに事前に脅かされていて、収容所の実態を伝えることが全くできなかったと抑留経験者は証言している。

第二章 日本漁民を「人質」に取った日韓交渉

人質に利用された抑留乗組員

韓国側は「李ライン」を侵犯した日本漁民を拿捕し、釜山収容所に抑留した目的を、表向きは「漁業資源の保護」としている。しかし資源の保護だけならば国際法に基づいた話し合いによって解決すればよい。敢えてこのような強硬な手段をとったからには、そこに必ず別の理由があるはずだ。

前述のように「李ライン」が設定されたのは第一次日韓会談の開始一カ月前である。その後七次に亘って開催された日韓会談におけるメイ

テーマは次の項目であった。

- ① 外交関係の樹立を含む基本関係の設定
- ② 財産及び請求権の問題
- ③ 漁業問題
- ④ 在日朝鮮人の地位問題
- ⑤ 船舶の船籍の問題

結論から言えば、韓国海軍や警備艇に拿捕・抑留された日本漁民たちは、これらの対日交渉を有利に進めるための「人質」として利用されたのだ。十四年に及んだ日韓会談のあらゆる局面において、「人質」という弱みを握られた日本は譲歩に譲歩を重ねている。

では、戦後の日韓交渉過程においてどのようなことが起こったかを時系列的に見てみよう。

一連の交渉における韓国側の最大の狙いは、韓国に残された日本の民間資産に対する請求権を日本に放棄させること及び莫大な額の経済援助を日本から取り付けることであった。

終戦時、朝鮮半島にあった日本の民間資産は五十二億ドル（現在の価値でおよそ十六兆円）に上り、そのうちの二十二億ドル分が三十八度線の南側に存在していた。これらの資産は韓国で軍政を敷いた米軍が全て接収し、そのまま韓国側に移譲された。

しかし、戦時国際法の一つである「ハーグ陸戦協定」（一九〇七年改訂）の第四十六条に「占領地において私有財産はこれを没収することはできない」とあり、米軍が韓国にある日本の民間資産を一方的に没収したのは明らかな国際法違反である。これを糊塗するためにアメリカはサンフランシスコ講和条約締結の際に、次のような条文を日本政府に飲ませている。

第四条 (a) (c)の条の (b) の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の

請求権（債権を含む。）で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民（法人を含む。）に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権（債権を含む。）の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極の主題とする。

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

難解な文章であるが、簡単に言えば、(a) 項は「請求権問題については当事者間で（日韓間で）話し合いで決めろ」という事であり、(b) 項は「日本人の資産を米軍が接収し、韓国側に移譲したプロセスに日本側は文句を言わない」というものである。

しかしながら、(b) 項の規定をもつても、民間資産に対する日本人の所有権そのものは消滅しておらず、日本は移譲先の韓国に対する請求権を有するというのが日本側の立場であり、国際法上も正当な主張であった。

日韓会談は第一回目が一九五二年二月十五日に開始されたが、韓国側は会談の冒頭から日本側に請求権の一方的放棄を要求し、片方で日本漁船の拿捕を繰り返して圧力をかけて来た。

これに対し日本側はあくまで筋を通して請求権の存在を主張し、第一次日韓会談（一九五二年二月十五日～同年四月二十五日）、第二次日韓会談（一九五三年四月十五日～同年七月二十三日）さらに第三次日韓会談（一九五三年十月六日～同年十月二十一日）までは意見の対立に終始している。

特に第三次会談において韓国側は「日本の韓国統治は不当な植民地支配であった」と強弁し、「植民地支配への感謝料」まで要求する構えを見せたため、日本側首席代表であった久保田貫一郎氏は次のように釘を刺している。

「韓国側が日本統治を不法な植民地支配と見做して法外な要求を打ち

出すのであれば、日本側としても日本統治期間中に朝鮮半島が急速に近代化したこと、完全な日本側からの持ち出しであったことを指摘せざるを得ない」

もともと「植民地支配に対する賠償」という概念は国際法に存在しておらず、むしろ植民地が独立する際に、宗主国は港湾・道路などのインフラ投資や教育にかけた費用を、それまで搾取してきた旧植民地側に請求している。(オランダはインドネシアに対して石油開発費用まで請求した)

まして朝鮮半島は日本の植民地ではなく日本国土の一部であり、この地域を近代化するために日本政府も莫大な資金と技術をつぎ込んでいる。久保田氏が述べた通り日本統治時代は「搾取」どころか日本側の大幅な持ち出しであった。

従って韓国が日本から分離独立した後、両国間で解決すべき問題は、前掲のサンフランシスコ講和条約第四条(a)でも触れている通り、あくまで民事上の法律に則った両国間の債権・債務の調整及び本来相手国側に属する財産の返還であり、「植民地支配への補償問題」ではない。スコットランドが英国から独立したとしても同じだろう。

実は李承晩大統領自身もそのことは承知しており、彼が策定した「対日八項目の要求書(以下要求書)」^[注]も全て民事上の請求であった。

しかし韓国側代表は久保田発言に対して「日本は朝鮮に対してよいことは何一つしていない」と感情的に反発し、撤回と謝罪を求めるばかりで、結局第三次日韓会談は決裂に終わった。

「刑期」満了者も釈放せず

日韓交渉が膠着状態にある中で、一九五四年七月から韓国側は「刑期」(通常半年から一年)を満了した抑留者や裁判に附せられなかった年少者さえ釈放しなくなった。

日本が強硬に抗議したところ、韓国側は彼らを釈放する代わりに日本の長崎県大村収容所に収容されている朝鮮人刑余者の日本国内での釈放を要求してきた。

当時大村収容所には密航者約千人と、日本で罪を犯し、刑期は終わったものの日本国内に身元保証人がなく、韓国も受け入れを拒否しているため、そのまま収容されている朝鮮人刑余者約四百人がいた。その中には前科十一犯、十二犯の凶悪犯もいる。

もともと何の罪もない日本の抑留者と凶悪犯との「相互釈放」など全く筋の通らない話であり、しかも凶悪犯は引き取りたくないから日本国内で釈放せよと勝手な要求を突き付けて来たのだ。

国際的慣例からいえば、密入国者はもちろん、受刑者・生活無能力者はその出身国で引き取る義務がある。交渉は膠着し、その間一年二年と時が経過し、いつ帰れるかわからない抑留者の中には半狂乱になるものもいたと『運動史』に記述されている。

そして一九五七年一月十日、韓国の曹外務部長官が日韓問題解決の「合理的」方法として次の三条件を持ち出してきた。韓国政府は「李ライン侵犯」で拿捕された日本抑留者の釈放問題をここで日韓会談とあからさまに絡めてきたのだ。

- (1) 大村収容所の韓国人と釜山収容所の日本人漁夫を相互釈放する。
- (2) 日本は財産請求権を放棄し、久保田発言の撤回を正式に表明する。
- (3) 第四次会談準備に関する話し合いをする。

日本側は「人質」を取られており、最大限の妥協を強いられた。翌月岸内閣は超法規的処置として犯罪者の日本国内での釈放を認め、久保田発言の取り消しに応じると共に、請求権について韓国に有利な案を示し、ようやく相互釈放についての非公式合意まで漕ぎつけた。

誰もが今度こそ抑留者が帰ってくるとの期待を持った。しかし韓国側は日本が条件をほぼまるまる受け入れたことから「さらに取れる」と思ったのだろう。ゴールポストを動かし、別途に漁業補償金一億ドルを要求してきたために正式合意に至らず、日本側では万策尽きた状態となった。

留守家族の悲壮な決意

交渉の経過を見守っていた留守家族は韓国側の対応に失望と憤激を覚え、日韓漁業対策協議会本部代表と共に一九五七年六月二十一日、首相官邸を訪れた。ここで彼らは「韓国の『人質外交』に対し、屈辱外交を捨てて強硬な方針で臨まれ、もしそれがために抑留者の帰国が遅れるようなことがあったとしても、留守家族も日本国民の一員であり、十分な決意を持っている」と日本人としての気概と覚悟を示して政府を叱咤したのだ。

その一方、国民を「人質」ととられて苦慮する日本政府に変わって、留守家族たちは直接国際赤十字に訴える手段に打って出た。同年十月末富田・城谷両留守家族代表はニューデリーの赤十字国際会議の場に飛び、赤十字国際委員長を訪れ次のように留守家族の窮状を訴えた。

「拘留者九三七名の平均年齢は三十歳であり、そのうち九六％は世帯主であります。留守家族は生活の支柱を失い、家族平均四人を抱えて非常に困窮しております。また私たち同僚夫人のうちには遂に発狂したのもあり、夫の帰国を待ちきれず自殺したものもあります。

かつての平和で幸福であった私達の生活は、韓国船によって拿捕されて以来すべてを破壊されたような悲惨な生活を強いられています。公海で平和裡に正当な漁業を営む日本漁民を一方的武力によって拿捕し監獄に入れることは許しがたい行為であり、このような事態は一刻も早く解決しなければなりません。」（『運動史』より）

この切々たる訴えに動かされた赤十字国際委員会は事務総長の名義で同年十二月三日付を持って韓国政府に釜山抑留の日本人漁夫を釈放するよう勧告を行った。これを受けた韓国側の当初の反応は「赤十字方式で抑留者問題を解決しても、請求権問題は少しも片付かない」「外交折衝で請求権問題に含みをのこしたほうがよい」というもので、赤十字国際委員会が乗り出したことへの当惑と警戒感に溢れていた。

ところがおりからソ連が人工衛星を打ち上げたことで科学分野で先

を越されたと感じたアメリカが、自由世界の結束を固めるために国際赤十字委員会の勧告に従うよう韓国を説得するという僥倖に恵まれ、一九五七年十二月三十一日によく相互釈放に関する政府間合意がなされた。

これに伴い日本側は一九五八年二月十一日までに韓国人刑余者四七四人全員を釈放した。

一方、韓国側が作った送還者リストにある九二二名の釈放が完了したのは同年五月十八日であり、何らかの事情でリストに漏れた者及びリスト作成後に拿捕された者計百五名はそのまま抑留された。

北朝鮮帰還事業への反発

朝鮮戦争後、北朝鮮は日本に居留している在日朝鮮人の資力と技術を取り込むために、「北朝鮮はこの世の楽園」というプロパガンダを駆使して、北朝鮮への帰国運動を日本国内で繰り広げた。このため在日朝鮮人の多くが北朝鮮への帰還を希望するようになり、日本政府も人道的視点からこれに協力し、一九五九年二月二日に岸首相は「国際通念から各人が居住地を選択する自由を尊重する」と述べて北朝鮮への帰国を認める発言をしている。

ところがこれに韓国政府が猛烈に反発した。「大韓民国政府」が朝鮮半島全体をカバーする唯一の政府であり、日本国内の朝鮮人は全て韓国の国民であって、日本が勝手に北朝鮮に送るとは何事かと烈火のごとく激怒したのだ。

両国間では米国の斡旋もあつて一九五八年四月十五日から第四次日韓会談が進行していたが、韓国政府は日本が北朝鮮への送還を撤回するまでこれを中止し、経済面で断交し、李ライン侵犯船の無差別拿捕と抑留船員の不送還の対抗処置をとると発表した。

一九五九年一月末現在、釜山の収容所には「刑期」満了者九十六人、未了者五十一人が収容されており、ここでも抑留者が対日交渉の「人質」になったのである。

しかし、当時の日本では朝野を挙げて「北朝鮮帰還運動」推進を支持

しており、日本政府も方針を撤回することは困難であった。そこで韓国側は戦略を変更し、日韓会談を再開して「朝鮮人の地位問題」を取り上げ、韓国への「集団帰国協定」を日本と締結して在日朝鮮人の北朝鮮帰還を阻止する作戦に切りかえた。

韓国政府の要望により第四次日韓会談は同年八月十二日に再開された。日本側は抑留者早期釈放のために、経済支援で最大限歩み寄ろうとしたが、韓国代表は「集団帰国協定」にこだわり、抑留漁民を八月十日頃、九月末、十一月十日までに帰すと約束しながら、結局一度も実行せず、一方で日本漁船の拿捕が続き、抑留者の数は増加していった。

会談は遅々として進まず、留守家族の忍耐も限度に近づいてきたが、国際赤十字委員会も日韓間で政治的協議が行われている間は動くことはできない。日韓漁業対策本部としては、次のような声明を発表して早期解決を内外に訴える以外になかった。

(1) 我々は韓国の人質外交と度々の食言を徹底的に攻撃し、拘留者を即時返還するよう要求する

(2) 我々は日本政府が韓国の人質外交を排除し、抑留者を救出するため毅然たる態度をとるよう要求する。

日本側の大幅譲歩で妥結した条約

一九六〇年四月十五日、李承晩政権は反政府学生デモで倒れ、第四次日韓会談は自然終了となった。その後国務総理として実権を握った張勉は、日韓交渉に前向きに取り組み、同年十月二十五日より第五次日韓会談が開始された。ここでは主に文化財返還問題が協議され、日本側の粘り強い交渉によって「集団帰国協定」は主要テーマから外れ、抑留漁民も逐次釈放された。

だが順調に進むかに見えた第五次日韓会談も、一九六一年五月十五日、韓国内で朴正熙による軍事クーデターが発生して中止となる。

朴正熙は国家再建最高会議議長として政権を掌握した。しかしこの時点で韓国の手持ち外貨はすでに底をついており、国家破産寸前の状態に

追い込まれていた。韓国がこの経済危機を切り抜け、将来の経済発展への道を開くには、日本から大規模経済支援を取り付ける以外に道はなかった。

そこで朴正熙は日韓会談再開を求めて親書を当時の池田首相に送り、日本側もこの要請を受諾して、第六次日韓会談が同年十月二十日より開始された。

この会談で朴正熙政権は「対日八項目の要求書」(八ページ参照)をベースに日本側に七億ドルを要求したが、同要求書の内容を精査した結果、日本側が韓国に返還すべき金額は労務者への未払金七七〇〇万円をふくめ七〇〇万ドルに過ぎないことが判明した。

金額の開きがあまりにも大きく、さらに韓国側はあくまで「李ライン」の継続を主張して譲らず、交渉は難航していたずらに時間ばかりが経過した。その間韓国側は新式のレーダーを備えた警備艇を投入して日本漁船の取り締まりを強化し、さらに李ライン外での拿捕や巡視船が曳航中の漁船を警備艇が奪取するなど、乱暴な行為を繰り返しながら日本側に譲歩を迫っている。

この第六次日韓会談は韓国国内での学生デモの影響で一九六四年四月に中断した。反日に凝り固まった一部の学生たちが朴政権の対日交渉が甘すぎ、屈辱的だとして騒いだのだ。

デモの鎮静化を待つて両国は同年十二月三日に第七次日韓会談に入ったが、日本政府としてはもはやこれ以上日本漁民を犠牲にすることはできず、「李ライン撤廃」「抑留漁民釈放」と引き換えに、二十二億ドルと試算された韓国内の日本資産に対する請求権を正式に放棄することを表明した。

さらに、日本側の「対韓債務」は本来七〇〇万ドルであるところ、無償三億ドル、有償二億ドル、商業借款三億ドル、合計八億ドルの経済援助を行うことでようやく韓国側と合意に達した。一九六五年現在の日本の外貨保有高は二十億ドルに過ぎず、八億ドルはその四〇%に相当する。それは当時の韓国の国家予算の約二年分をはるかに上回る額であった。

漁業問題についても「人質」を取られている日本側は譲歩を強いられた。専管水域の基線の引き方で韓国側の主張を認め、共同規制水域内での出船数や漁獲高についても、従来の日本側の実績を大幅に下回る数字で合意せざるを得なかった。

こうして十四年に亘った交渉はようやく妥結し、一九六五年六月二十二日に「日韓基本条約」及び「日韓請求権・経済協力協定」や「漁業協定」等の付帯協定が調印された。これによって両国間の過去は一切清算され、未来に向かって新たな日韓関係がスタートしたのだ。

「李ラインの悲劇」を繰り返すな

条約の発効で日本漁民の生活に平和は戻ったが、その間の被害は甚大であった。日本漁船三三七隻が捕えられ、一八二隻は没収されたままであった。抑留された漁民は三九二九人に上り、銃撃や体当たりなどによる死亡者二九人、障害が残った者も八四名に達している。

物的損害は当時の金額で九十億円を超えており、物価上昇を加味すれば現在の価値で五〇〇億円以上の被害を漁民たちは被ったことになる。

これらは韓国の不法行為によって発生したものであり、当然日本政府は韓国政府に補償を求めなければならない。しかし妥結を急ぐ日本政府は日韓交渉のテーマの一つであった船舶の船籍問題^(注)で韓国がその要求を白紙に戻すことを条件に、日本側も被害漁民への補償要求を取り下げてしまった。

漁民に対しては日本政府が代わって各種の補償を行ったが、金銭的にも精神的にも到底その被害に見合うものではなく、何よりも韓国が今日に至るまで一言の謝罪も一銭の補償もしていないことが漁民やその遺族の心に深い傷となって残っている。

日韓漁業協議会事務局長の田中道知氏は『運動史』の「あとがき」で次のように書いておられる。

「日韓漁業紛争は世界に類例のない激しい、そして理不尽の出来事でした。銃撃、拿捕、抑留、あたかも戦争の如きものでした。いや戦争中と言えど一般産業である漁船への無差別攻撃はなかった筈です。自衛力

さえ持たぬみじめな戦後日本のすがたとも考えられるでしょう。相手から銃撃される、連れ去られる、財産生命は奪われる。これを見殺しにするあわれな姿、それが当時の日本の現実であったのです。」

以上「李ライン」をめぐる数々の悲劇を事実に基づいて綴って来たが、他国の不法行為に対して、なすすべのない日本の惨めな姿に悔しさがこみあげてくる。

ではなぜそれまでして漁民たちは危険な海に出て行ったのだろうか。勿論生活のためという理由が第一にあるだろう。しかしそれだけならまだ命のほうが大事である。

彼らは自分たちが出漁しなければ「李ライン」を世界が認めてしまうことを恐れたのだ。日本政府が憲法に縛られて全く身動きがとれない中、日本漁民は銃撃されることを覚悟の上で海に乗り出し、命がけで操業を続けることで「李ライン」の定着を防いでくれた。

一方、日本の巡視船も韓国の警備艇が近づけば自ら銃弾を浴びて漁船を逃がした。漁民も巡視船乗組員も、文字通り身命を賭して日本の海を守り通してくれたのだ。傷つき亡くなった方々に我々は深く感謝すべきではないだろうか。

平和は決して口で唱えるだけではやってこない。国際社会は弱肉強食であり、力を背景に持つてこそ相手と「対等な話し合い」が成り立つ。武力行使を放棄した日本がいかに正論を主張しても、「力」の前にねじ伏せられるのが世界の現実であり、人質を取られて手も足も出せず、一方的に譲歩を重ねた日韓交渉の過程がそのことを如実に物語っている。

先達の犠牲に報いるためにも、我々は「李承晩ラインの悲劇」を歴史の教訓として語り継ぎ、自国民と国益を敢然と守る国家体制をつくらねばならない。子供や孫の世代に二度と同じ「悲劇」が起こってはならないのだ。

以上

(注1) 「韓国から持ち出された古書籍、美術品、その他国宝、地図原版、地金、地金の返還」「韓国法人または韓国自然人所有の日本国または日本国民に対する、日本国債、公債、日本銀行券、非徴用韓国人の未収金、その他請求権の返済」など、日韓間の債権・債務清算、財産返還に関する八項目からなる対日要求。これを策定した李承晩は当初二十億ドル以上を日本に要求していた。

(注2) 一九四五年八月九日現在で韓国に船籍のあったもの、および同日以降韓国領海にあった日本船舶を韓国に引き渡すよう日本側に要求したもの。その多くが日本の個人あるいは民間法人の所有であった。